

## 【行政説明】 介護職員等派遣制度について

- 95事業所、178人の登録を頂きました。たくさんの方に協力頂きましたこと感謝申し上げます。
- 制度の流れは資料の通りです。具体的な手続きについては現在準備中です。手続きに関して施設の負担が少なくなるように配慮したいと考えています。
- 手当や旅費等は国の補助金を活用し、施設が負担することはありません。支払い方法については現在検討中です。
- 実際に派遣してどのような活動をするかは、別紙資料2「高齢者福祉施設内の派遣職員対応マニュアル」にまとめていますので参考にしてください。

### ～「高齢者福祉施設内の派遣職員対応マニュアル」の説明～

- 8月6日現在の内容です。実際に使用するときには、その時点の内容にしてお渡しします。
- 様々な施設の人が一緒に働くこととなりますので、同じ視点で働くことができるように、新型コロナウイルス感染症に関することを中心にまとめています。
- 派遣を受ける施設も受ける準備が必要ですのでその内容も記述しています。

#### ① 業務体制

派遣された職員は、派遣先の運営基準や対応マニュアルに基づき介護を実施することになる。派遣を受ける側は、自施設の運営基準や対応マニュアルを示すことが必要になる。

#### ② 支援に当たっての感染防御について

発生時に備え、国からPPEが県までは届いている。しかし、すぐには対応できないので、施設内では1～2日分は備蓄してほしい。その後必要に応じて保健所や県から配置する。

#### ③ 具体的な業務内容

施設内に派遣職員を調整する役割を持った人が必要。統括者、全体をコーディネートする、毎日の業務を指示する人が必要。同じ人ではないということではないが、役割として必要であるということ認識して欲しい。

各業務は施設のマニュアル等による。

医療職については、健康観察が重要になる。入院が必要となる判断指針も記載しているので、平時に嘱託医やかかりつけ医にも本マニュアルを活用して情報共有をしてほしい。

④ 使用物品の廃棄について

レッドゾーン、イエローゾーンから出された廃棄物は感染性廃棄物となる。おむつもあるので量が多くなる。破棄ボックス等備蓄も必要となる。